

～解散・清算の税務～

法人の解散・清算については継続企業の税務申告とは異なる取扱いが認められており、主な違いについてまとめました。以下の説明では株式会社を対象とした通常の清算（会社法 475 条 1）を前提とし、組織再編については対象外とします。また、平成 22 年度税制改正の前後において、適用される税法規定が異なるため、ここでは解散の日が平成 22 年 10 月 1 日以後の場合を対象としています。

1. 決算期と申告期限の取扱い

会社が解散決議をした場合、解散の日で事業年度が終了し、その後は解散の日の翌日から 1 年ごとの期間が清算中の事業年度となります。清算中の各事業年度について、継続企業と同じ確定申告書の作成・提出が必要（法法 74 条 1 項）であり、各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内の提出が必要です。

残余財産確定の日に終了する事業年度（最後事業年度）以外は期限延長特例の適用があります（法法 75 条の 2 第 1 項）が、最後事業年度については期限延長特例の適用は受けられません（法法 75 の 2）。最後事業年度の確定申告は、事業年度終了の日の翌日から 1 月以内（その翌日から 1 月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に行います（法法 74 の 2）。

2. 解散・清算の税務の概要

- (1) 解散・清算事業年度については、次の取扱いは適用されないか、又は制限があるため注意が必要です。
 - ① 特別償却
 - ② 租税特別措置法上の準備金の設定（前期からの残高の取崩しが必要）
 - ③ 法人税法および租税特別措置法上の圧縮特別勘定の設定（解散事業年度）
 - ④ 法人税法および租税特別措置法上の圧縮記帳（清算事業年度）
- (2) 解散・清算事業年度については、一定の場合に欠損金の繰戻還付が認められています（法法 80 条 4 項、措法 66 条の 13 1 項ただし書）
- (3) 清算中の各事業年度については、以下の取扱いがあります。
 - ① 期限経過欠損金の使用が可能（後述）
 - ② 中間申告、納付が不要（法法 71 条 1 項、法法 76 条）
 - ③ 収用換地等の場合の所得の特別控除（措法 65 条の 2）の適用がない
 - ④ 特定同族会社の留保金課税に係る特別税率（法法 67 条 1 項）の適用がない
- (4) 最後事業年度については、以下の取扱いがあります。
 - ① 事業税の損金算入が認められる（後述）
 - ② 引当金の繰り入れが認められない（後述）
 - ③ 一括償却資産、繰延消費税額等の損金算入が認められる（後述）

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.35 Nov'17**3. 期限経過欠損金の損金算入**

内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、清算中の各事業年度において期限経過欠損金の損金算入が認められます。「残余財産がないと見込まれるとき」の詳細は以下の国税庁 HP をご参照下さい。

(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/100630/01-08.htm>)。

期限経過欠損金の算出方法は、以下の①－②の金額です（法法 59 条 3 項、法人税法施行令（以下、「法令」と記載する） 118 条）。

- ① 法人税法 59 条 3 項に規定する適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額
- ② 法人税法 57 条 1 項または 58 条 1 項の規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

① については、A 又は B のうちいずれか少ない金額となります。（法人税基本通達 12-3-2）

A＝適用年度の確定申告書に添付する別表 5(1)の「期首現在利益積立金額」の「差引合計額 31」として記載される金額（マイナスの金額である場合の、その絶対値）

B＝適用年度における別表 7(1)の「控除未済欠損金額の計」の数値

また、期限経過欠損金の損金算入に関する明細書として、別表 7(3)を添付します。

4. 最後事業年度についての取扱い**(1) 事業税の損金算入**

最後事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、その法人のその事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます（法法 62 条の 5 第 5 項）。地方法人特別税についても、同様です（地方法人特別税等に関する暫定措置法 22 条）。

(2) 引当金の取扱い

最後事業年度において、引当金については、その残余財産が適格現物分配に該当する場合の貸倒引当金を除き、非適格合併による解散の場合と同様に、戻入れの機会がないため、引当金の繰入れは認められません。（法法 52 条 1 項、2 項、53 条 1 項）

(3) 一括償却資産、繰延消費税額等

残余財産が確定した場合、その残余財産の分配が適格現物分配に該当する場合を除き、残余財産確定の日の属する事業年度終了の時における一括償却資産の金額および繰延消費税額等は、損金の額に算入します（法令 133 条の 2 第 4 項、139 条の 4 第 9 項）

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.34

～ We are always at your side ～